

2024年11月22日

中国における商標権侵害訴訟の提起について

株式会社 PILLAR（代表取締役社長：岩波嘉信、本社：大阪府大阪市）は、以下の通り中国において商標権侵害訴訟を提起し、受理されましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起日

2024年9月25日

2. 訴訟の受理日

2024年11月8日

3. 訴訟の原因

中国において当社商標を不正に付したふっ素樹脂製品を製造・販売している企業に対して、当社が中国で保有する商標権を侵害しているとして、商標権侵害訴訟を中国の江蘇省蘇州市吳江区人民法院に提起しました。

4. 訴訟の相手先

名称：皮氟尔科技（江苏）有限公司（旧名称：皮拉半导体科技（苏州）有限公司）
所在地：苏州市吴江区东太湖生态旅游度假区（太湖新城）东太湖大道11666号
开平商务中心 A 幢 448

5. 今後の見通し

現時点で当社の業績に及ぼす影響はございません。

以上